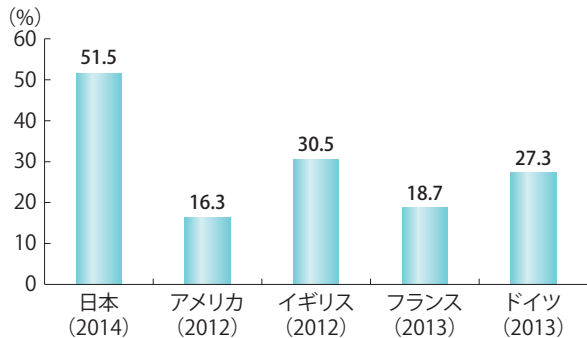


第2-4-12図 交通事故死者数に占める歩行者と自転車利用者の割合の各国の比較（30日以内死者）



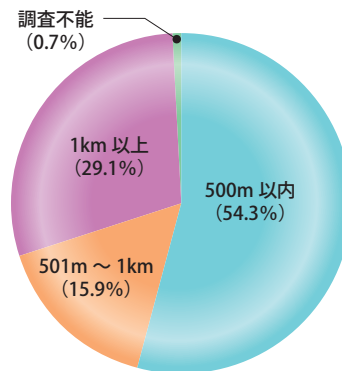
(出典) 警察庁調べ

(注) 1. 死者数に占める構成率。

2. 数値は各集計年による。

3. 欧米諸国の数値は、「国際道路交通事故データベース (IRTAD)」による。

第2-4-13図 歩行中の自宅からの距離別死者数（平成26年）



(出典) 警察庁調べ

(注) 各割合の算出に当たり四捨五入をしているため、合計の値とは必ずしも一致しない。

### カ 自転車利用環境の整備（警察庁、国土交通省）

国土交通省と警察庁は、歩行者の安全確保などのため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成24年11月)<sup>182</sup>の周知を図り、道路空間の再配分などにより、歩行者・自転車・自動車を適切に分離するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組を推進している。

## 第2節 多様な主体による取組の推進

### 1 相談体制の充実

#### (1) 子ども・若者総合相談センター（内閣府）

子ども・若者総合相談センター<sup>183</sup>は、地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点として設けるものである。幅広い分野にまたがる子供や若者の問題への相談に対し、一次的な受け皿になり、他の適切な機関に「つなぐ」、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能を果たすことが求められている。

内閣府は、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担い得る青少年センターを始めとする公的相談機関などの職員を対象とした研修を実施している（個別分野における相談体制については第2部各章を参照）。

#### (2) 相談機関の連携確保（内閣府）

内閣府は、国や地方公共団体が設置している相談機関の担当者や学校教育関係者の参加を得て、全国6ブロックで青少年相談機関連絡会議を開催し、関係機関・団体の連携体制の在り方や相談機能の充実強化のための方策について情報交換などを行い、相談機関活動の充実を図っている（第2-4-14図）。

第2-4-14図 青少年相談機関連絡会議



(出典) 内閣府資料

182 <http://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/guideline.pdf>

183 「子ども・若者育成支援推進法」第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされている。

## 2 国民運動等の取組の推進（内閣府）

日本の将来を担う子供・若者は、かけがえのない「今」を生きる存在であり、国の一番の宝である。子供・若者が健やかに成長し、将来の結婚や家庭に夢を持ち、円滑な社会生活と幸せな家庭生活を営むことができるよう環境を整備し、支援することが重要である。

内閣府は、子ども・若者育成支援の重要性について国民の理解を一層深め、家庭、学校、地域が連携協力して子供や若者の育成支援に取り組む気運を高めるため、毎年11月の「子ども・若者育成支援強調月間」や毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」により、国民運動を推進している<sup>184</sup>（詳細は、第2部第5章第2節1「広報啓発・情報提供等」を参照）。

### COLUMN No.15

#### 宮城県「ネクストリーダー養成塾」

宮城県では、次代を担うリーダーを育むことを目的に、平成26（2014）年8月7日から9日までの日程で県内の中学1年生から3年生37名を対象とした「ネクストリーダー養成塾」を開催した。本養成塾は、各界の第一線で活躍されている方々の講義や同年代の参加者とのグループワークを通じて、自分が目指すべき将来像を認識するとともに、その将来像に近づくため、これから自分は何をなすべきか等について共に考える機会を提供することがねらいとされている。

研修初日は、村井嘉浩知事からリーダーの在り方等について講話があり、その後、河北新報印刷センターを訪問し、新聞ができるまでの過程を工場で見学するとともに、河北新報社の歴史や新聞の読み方について学習した。さらに、宮城大学を訪問しパネルディスカッションを聴講した後、西垣克学長と高山登理事から講義を受けた。

2日目は、仙台国際ホテル 中村善二 総料理長から「夢を忘れず心構えを習慣にする」という題目で、「リーダー像」や「夢」について講義を受けた。

2日目の午後から3日目にかけて実施したグループワークでは、ファシリテーターのアドバイスのもと、参加者同士で意見交換し、リーダーについて考えを深め、最後にはグループの意見発表と個人の意見発表を行った。

2泊3日という短い期間ではあったが、参加者は、地域を越えた大切な仲間と出会い、その仲間たちと切磋琢磨して充実した3日間を過ごした。

平成24（2012）年度に第1回目を開催し、平成26年度で第3回目となるが、これまでの参加者からは、「この養成塾で学んだことを早速学校で実践してみた」「生徒会長に立候補した」などのポジティブな感想が寄せられている。

また、県内各地から中学生が集まることで良き交流の場にもなっており、共同作業を通じて意見を交わし合ったり、喜びを分かち合ったりすることで、参加者同士で成長し合える貴重な機会となっている。

184 <http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>



村井知事との記念撮影



中村氏の講話

COLUMN  
No.16

## 青少年の健全育成に取り組む民間団体

**青少年育成都道府県民会議・同市区町村民会議**は、青少年の健全育成に向けた国民運動を都道府県・市区町村単位で展開している民間団体であり、「少年の主張大会」「家庭の日」「あいさつ・声掛け・見守り」などの育成活動を地域の実情に即して実施しているが（地域によってその名称は異なる場合もある。）、ここでは、地域におけるそれら団体による取組を紹介する。

## 1 青少年育成鳥取県民会議「高校生マナーアップさわやか運動」

青少年育成鳥取県民会議では、鳥取県教育委員会と連携して、高校生の規範意識を涵養し、社会の一員としての自覚を高めさせる目的として、「大人が変われば子どもも変わる」とのスローガンの下、「高校生マナーアップさわやか運動」を展開している。

本運動は、高校生を含めた青少年の多くが通学で利用する駅周辺において、大人たちが、まず率先して青少年に対して積極的に「あいさつ・声掛け」を励行し、手本を示す取り組みであり、平成17（2005）年秋から県民運動として展開されている。平成26（2014）年度では、春と秋の2回、駅周辺や各高校前において実施され、県民会議関係者では、4月には延べ約2,000名、9月には延べ約2,500名の参加者があった。

## 2 立川市青少年健全育成地区委員会・子ども会連合会「高尾山ナイトハイク」

立川市青少年健全育成地区委員会とは、市長の諮問機関である青少年問題協議会で協議・決定された施策を地域で実践する組織として、地域において子供に携わる団体間の調整を行うとともに、行政と住民をつなぐ役割を担っている。市内12団体が活動しており、市内の自治会、子供会、PTA、学校、民生・児童委員、保護司、人権擁護委員、交通安全協会などの諸団体により構成されている。

例年各地区で登校時のさわやかあいさつ運動、夜間の地域パトロール、夏休みの学校プール開放などを実施するとともに、「高尾山ナイトハイク」「松明まつり」など各地区の特性に応じた活動も行っている。

「高尾山ナイトハイク」は、三町が協力し第二中学



校の中学生を対象に実施している。夜通し歩いて高尾山山頂を目指す事業で、中学生の気力・体力を涵養しつつ、中学生と大人だけでなく、運営を行う地域の大人たちの交流にもつながっている。

これらの事業は東京都「こころの東京革命推進モデル」として指定を受け、特色ある取組として評価されている。

### 第3節 関係機関の機能強化，地域における多様な担い手の育成

#### 1 専門職の養成・確保

##### (1) 医療・保健関係専門職（厚生労働省）

厚生労働省は、募集定員20名以上の臨床研修病院・大学病院が行う臨床研修では将来小児科医と産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを必ず設けることとしている。また、保健師、助産師を含む看護職員の養成課程では、学校保健や地域母子保健、小児看護学等から構成された教育内容としている。

##### (2) 児童福祉に関する専門職（厚生労働省）

厚生労働省は、児童福祉施設や児童相談所などの体制を強化するため、**児童福祉司**や**児童心理司**、**児童家庭相談担当職員**などに対する研修の充実などを図っている。

##### (3) 思春期の心理関係専門職（法務省，厚生労働省）

厚生労働省は、**精神保健福祉センター**や**保健所**における相談体制を強化するため、思春期精神保健に関する専門家が少ない現状を考慮し、医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者を対象に、思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修を実施している。

法務省は、少年鑑別所に勤務する**法務技官**に対し、心理査定や心理療法に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、心理関係専門職としての計画的な養成を行っている。

##### (4) 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職

###### ア 少年補導職員（警察庁）

警察は、平成25（2013）年4月1日現在、非行少年の立ち直り支援や被害少年への支援などを行う、少年問題に関する専門組織である「**少年サポートセンター**」を全国に196か所設置するとともに、全国に約900人の**少年補導職員**を配置している。少年補導職員は、少年相談、継続補導、被害少年の支援などの専門的・継続的な活動を行っており、時代に応じて変化する少年の問題に的確に対応できるよう、都道府県単位、あるいは、全国規模で研修を行うなど必要な知識の修得に努めている。

###### イ 少年院の法務教官（法務省）

法務省は、少年院在院者の矯正教育に当たる少年院の**法務教官**に対して、職務に必要な行動諸科学などに関する専門的な知識と技術を付与するための研修体制を整備している。また、日々の事例を通しての研究会を頻繁に行うなど、非行少年の処遇に関する指導力の向上を図っている。

###### ウ 保護観察官（法務省）

法務省は、非行少年の更生保護、犯罪・非行の予防に関する業務を担当している、地方更生保護委員会事務局と保護観察所の**保護観察官**に対して、家庭に複雑な問題を抱えた非行少年や処遇困難なケースに対応できるように、処遇能力の向上に資する研修などの一層の充実を図っている。